

い とう とう  
伊 藤 岡

学位の種類 博士(法学)  
学位記番号 法第47号  
学位授与年月日 平成15年9月17日  
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当  
最終学歴 平成2年3月 東北大学大学院法学研究科博士後期3年の課程  
退学  
学位論文題目 ラーレンツの類型論  
論文審査委員 (主査)  
教授 青井 秀夫 教授 河上 正二 教授 早川 眞一郎

## 論文内容の要旨

一 本論文は、1930年代から半世紀以上に及ぶ著作活動により法哲学および民法学の領域で多くの業績を残したドイツの学者カール・ラーレンツ(1903-1993)の類型論を取り上げ、その変遷過程の詳細な分析を通して、かれの類型思想の全体像を解明しようとした研究である。その骨子は以下の通りである。

(1) 本論文の序章では、考察の出発点、課題と基本視角が示されている。出発点に位する問題意識として、ラーレンツの類型論は、実定法の研究者にもよく知られている『法学方法論』(初版1960年、第六版1991年まで版を重ねている)の根幹的部分を成すものであるが、この類型論の意義や応用的射程を正確に把握するためには、類型論成立の由来やそれ以後の変容を含めて発展史全体を明るみに出し、その中で正しい位置づけを試みる事が不可欠である。ところがこれまで、リュタースのようなナチ期に限定しての批判的な立場からのラーレンツ類型論研究、あるいは『法学方法論』のいずれかの版に限定してなされた私法学者による断片的紹介はあるにしても、長い時期にわたる類型論の通史との関連で変容や背景を分析する試みはドイツでもほとんどなかった、という従来の研究の盲点を指摘する。そこで本論文は、戦前の類型論成立期にまで遡るとともに、戦後の類型論についても、『方法論』の版毎の変遷過程を視野に取り込んで発展史全体を明るみに出すことを考察課題とする。考察の視角としては、リュタースのようにナチ法学批判という外在的な立場をとることから生ずる視野狭窄を避けるため内在的な理解を志向するのみならず、実用法学的非歴史的な分析を避けて、ナチ期から戦後にかけての連続的な

発展過程を展望する全体的歴史的な視角を採用することの重要性を強調している。

こうした基本視角は次のような問題意識へと導いていく一戦前の若きラーレンツの類型論の背景を成していた「哲学的ヘーゲル主義」は法律学方法論の次元においてナチズムとどのような仕方で結合しており、また戦後におけるナチズムからの脱却はかような結合にいかなる変化をもたらしたか。こうした角度からナチ期から戦後にかけてのラーレンツ類型論の推移を眺める場合に、一方ではヘーゲル論理学の影響という点での戦前・戦後を通じての連続面と、他方ではナチズムとの結合および離反という実践的次元での断絶面が明らかとなり、これら両側面の併存から成る類型論の重層構造をいかに把握すべきかという問題が浮かび上がってくるが、この問題が本論文を貫くポイントの一つを形成している。本論文のもう一つのポイントは、ヘーゲル主義対ヘルメノイティクという思想的対決の中で行われた、ラーレンツ最晩年における類型論の修正をどのように見るかという問題、換言すると、1970年代以降のラーレンツはヘルメノイティクとの接触に伴い、ヘーゲル主義の中核にあった客観的観念論ないし客観的目的論の立場を微妙に変化させているのみならず、類型論にも新たな特徴を追加しているが、こうしたラーレンツ類型論の独自性をどのように理解すべきか、という問題である。

(2) 本論文はラーレンツの著作活動を1935年から41年までの初期、1945年から71年までの中期、1971年から93年までの後期、という三つの時期に分け、第一章から第三章までの三つの章を夫々の時期に対応させている。初期ラーレンツにおける類型論の生成を論じている第一章第一節では、ナチ期以前から活躍していたカール・シュミットとシェーンフェルトという二人の先駆者からの思想的影響の中に類型思想の由来をつきとめ、ラーレンツはかれらの著作から濃厚な影響を受けつつ、独自のヘーゲル論理学理解に基づいて類型論を法律学的思考の本質を捉えるものとして提起したと解している。続く第二節では、初期ラーレンツ類型論の構造として、(a) 抽象的普遍的概念と具体的普遍的概念と類型を対比的に把握しヘーゲルに依拠して後者を採用している、(b) 具体的普遍的概念を同一する、(c) 具体的普遍的概念の三つの特性として、①包括的全体者（例えば「民族」）の把握可能性、②具体的概念内部の諸要素間に、理念により媒介された有意味な連関が存立する、③より上位の全体連関の中への個々の具体的概念の組み込み、という特性を指摘し、これらの側面から成る初期ラーレンツ類型論の理論構造を詳細に分析検討している。

(3) 中期ラーレンツの類型論を扱った第二章では、初期思想との相違点と共通点を解明することに力点を置いている。

(イ) 相違点 上の(a)の側面、つまり抽象的普遍的概念と対比してヘーゲルの具体的概念の論理に依拠する点は、変わりがない。ところが、(b)の側面では具体的普遍的概念と類型との間に明示的な区別が持ち込まれている点で大きな変化が生じており、具体的普遍的概念は純粋な理念でしかないが、類型の方は理念が経験的実現の中で形態をとるに至ったいわば経験的対応物であるというように、両者は対比的に把

握されている。このことから(c)の具体的普遍的概念の特性把握についても、初期に強調されていた包括的全体者の把握可能性という側面((c)①)は影を潜め、具体的概念は目的論的性格を有することが新に強調されることになる。さらに具体的普遍的概念から区別された類型については、④普遍と個別の間という位置づけ、⑤全体像性(一つの有機的全体を構成する性格)、⑥類型体系の形成(類型の開放性と境界線の流動性、類型への個々のケースの帰属、混合型や中間型の可能性といった諸点を含む)、といった新たな特色が付与されることになったとして、夫々の特色につき初期の構想との大きな相違につき詳しい分析を行っている。またこうした変説に伴い『方法論』における類型の捉え方には様々な理論上の不整合が生ずるようになったとして、この難点につき精密な論証を展開している。ラーレンツ類型把握のこうした変説はどのようにして生じたかという疑問については、内在的な発展とみなすべきではなく、エンギッシュやクレッチュマーの鋭い類型論に触れて変説を余儀なくされたとする解釈をとっている。

(ロ) 共通点 他方では、初期から中期にかけても次のような側面ではヘーゲル哲学からの影響が連続的に維持されているという。その一つは、直観と悟性の対立がより高次の理性の段階で止揚されるとする、『精神現象学』に由来する弁証法のプログラムであり、もう一つは、ヘーゲルの『論理学』からの影響が戦後も維持されているとみられる特殊な側面—つまり戦後のラーレンツは、具体的普遍的概念にせよ、類型にせよ、それらの内部における要素間での(理念や基本思想に媒介された)「有意味な連関」を強調しており、こうした有意味な連関が成立する限り要素の流動的な入れ替えが許されると構想している側面(上の(c)②)では、初期の立場に比べ何ら異なるところはない。

(4) 後期ラーレンツを扱っている第三章では、ヘルメノイティク思潮との接触を経て改訂された『方法論』第三版(1975年)における類型構想は、いかなる点で変化をみせているかという問題に焦点をあて、二つの変化に注目している。一つは、法体系論における考え方の変化であり、この点では、ヘーゲル論理学に依拠していた基盤がかなりの変化を被っている。もう一つは、法思考の捉え方の面での変化であるが、この点では、ヘーゲルの『精神現象学』につながる従来の連続線が変化を見せている。

(イ) その前者の変化を扱う第二節では、法体系を構想する際に従来重視してきた具体的普遍的概念の役割をラーレンツがこの段階に至って否定し、それを(重要な「内的体系」を支えるものとしての)「法的原理」により置き換えている点に注目する。それは単なる名称の変化に留まらず、法的原理の間の協働作用を認める点で、新しい考え方を採用している。ただしこの側面の変化は、当時のヘルメノイティクとの接触によるものではなく、むしろレーネン、カナーリスやヴィルブルクからの影響とみるべきである、としている。

(ロ) 法思考の捉え方の変化を扱う第三節では、哲学的大体および法律学的ヘルメノイテ

イクがラーレンツ理論にいかなるインパクトを与えたかを仔細に分析している。すなわちラーレンツは「ヘルメノイティク的循環」という側面でのヘルメノイティクの主張には賛同しているが、「前理解」の捉え方という論点では、ヘルメノイティクの主張には同調せず、厳しい反論を加えつつ、エッサーの正義感情に基づいた価値判断の強調に対抗するために、「評価的思惟」という独特の方法的視座を提起している。この評価的思惟は、個別ケースを類型に帰属させるにあたって類型的思考の中で重要な役割を果たすばかりでなく、先に述べた法的原理の協働作用という側面もこの思考によって媒介されるとラーレンツは考えている。この評価的思惟という独自の考え方は、ヘーゲルの認識論的枠組の中での「理性」による「直観と悟性の統合」という考え方を範としつつ評価と思惟を統合させてラーレンツがモディファイしたとみなすべきであり、ここでもヘーゲルの影響を色濃く窺わせる。さらに、法的原理の協働作用による内的体系の形成にあたって、様々な法主体の間でのコミュニケーションの中で紡ぎ出される「一般的法意識」が重要な役割を果たしているという構想は、この段階のラーレンツの叙述にも窺われるから、以前からラーレンツの力説してきたヘーゲルの「客観的観念論」の立場は、最終段階でも完全に放棄したとみるべきではない、という。

結論として、以上のような初期から中期、中期から後期への類型論の枠内での変化の面に注目することも重要であるが、他方においては、ラーレンツは自らのヘーゲル主義的立場を修正し進化させつつも、決してこれを根本的に放棄してはいないこと、とりわけ中期においては客観的目的論の意味での客観的観念論の立場がみられること、後期においても、理性による直観と悟性の対立の止揚というヘーゲル哲学の根本的な視角はなお堅持されていること、を看過すべきではないと強調している。

## 論文審査結果の要旨

二 本論文は、以上のように、ラーレンツの法哲学と法学方法論をつなぐ中心軸である類型論について、ヘーゲル哲学の影響の維持と変容という角度から、生涯にわたる全体像を非常に鮮明な形で描き出している。これまでわが国では、ラーレンツの全体像を正面から扱った研究は存在しておらず、またドイツでもナチ期・ヘルメノイティク受容期といった特定の時期に焦点をあててラーレンツ理論を分析した例はあるが、変容過程を内在的に追跡した上で全時期を通じての類型思想を解析した研究は存在していない。その点で、国際的にみても遜色のない独自性を有する本格的な学術的論文としての意義を本論文に認めることができる。とりわけ、本論文の丹念な原典分析は、C.シュミットやシェーンフェルトにまで遡るラーレンツ初期思想生成の源を明るみに出し、さらにエンギッシュ、クレッチュマー、カナーリス、ヴィルブルク、エッサーたちとのその後の思想交流の中で、いか

なる変化がいかなる側面で生じるに至ったか、その変化は理論構造全体にいかなる波及効果をもたらすものであったかという点を解明している。こうした考察の成果として、全体としてかなり多面的で錯綜しているかに見えるラーレンツの類型論が透明な光の中に浮かび上がっており、今後のラーレンツ法理論との取り組みに対して豊富な視点を教えることになっている。なかでも、本論文が後期ラーレンツの到達した地平として、原理とルールを区別する理論を克明に分析している部分は、アレクシーがこの点でのラーレンツ理論に先駆的意義を認めそこから大きな刺激を受けていることから、アレクシーやドゥオーキンなどの現代法理論をめぐる議論にも直接つながっていく多くの示唆をもたらすものである。

もともと、本論文には叙述に平明さを欠く箇所が見られないわけではないが、そうした箇所でも論理の展開は正確であり趣旨は十分理解できる。難解さは主として、ラーレンツ自身の論述やラーレンツの依拠しているヘーゲル文献自体が平明さを欠くことに帰因するものであることを考えると、内容の学術的価値を損なうものではない。また、法的原理の協働作用や類型的思惟もしくは評価的思惟に関して民法上の多くの実例に言及しているものの、本論文が設定している視座の限定に伴い、ドイツ民法の契約法分野などに関するラーレンツの民法解釈学上の著作の分析にはそれほどウェイトがおかれていないため、わが国の典型契約をめぐる議論にいかなる刺激もたらされるかといった点は必ずしも明かになってはいないが、こうした応用的諸問題を視野に入れた取り組みは提出者自身が今後の課題として十分自覚しているところであり、提出者の研究の将来の発展を大いに期待させるものである。

以上の理由から、本論文は、ラーレンツ法理論の法哲学的基礎の解明に着実な進歩をもたらす本格的な研究として高い評価に値するものである。

なお、本論文提出者は、本論文の他にも多くの労作を発表しており、それらは学界において高く評価されている。また、本論文においては、我が国及びドイツの論文を多数参照・検討しており、その引用は正確である。本論文提出者が、英語、ドイツ語などの外国語について十分な学力を備えるものであることは、本論文やその他の論文等から、十分に窺うことができる。従って、本論文提出者は、本論文に関する専攻科目及び外国語に関し、東北大学大学院博士課程後期3年の課程を経て学位を授与される者と同等以上の学力があると認める。

以上によって、本論文提出者は、博士（法学）の学位を授与されるに値するものと認める。